

事 務 連 絡
令和8年3月3日

各都道府県教育委員会情報教育主管課
各指定都市教育委員会情報教育主管課
各都道府県私立学校事務主管課 御中
各国立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局
学校デジタル化プロジェクトチーム

SNS 上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた
情報モラル教育の動画教材等について（周知）

児童生徒間の暴力行為等の動画が、SNS 上に投稿・拡散された事案が報道されておりますが、児童生徒の暴力行為やいじめは、暴行罪や傷害罪など犯罪にも該当し得るものであり、絶対にあってはなりません。文部科学省としては、「SNS 上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた緊急の対応等について」（令和8年1月30日付け文科初第2109号初等中等教育局長通知）において、各学校及びその設置者に対応いただきたい事項等を通知しているところですが、この度、当該通知内で追って詳細を通知することとしていた「SNS 等における投稿のエスカレートや拡散により生じる誹謗中傷等の人権侵害の危険性を題材とした動画教材」を作成しましたので下記の通りお知らせします。

つきましては、各学校において令和7年度中に実施することを依頼している児童生徒に対する暴力行為やいじめに関する指導及び情報モラル教育の実施の際に本教材について積極的に活用いただくとともに、令和8年度以降においても本教材を活用いただきますよう、お願いいたします。また、本教材を含めて情報モラル教育実施の際に活用いただける動画教材等の一覧がわかるリーフレットも作成しました。これらは家庭等でも活用できるものであるため、児童生徒や保護者へ共有を図っていただきますよう、お願いいたします。

加えて、生徒間においていせつ動画を拡散するなどの事案も発生しております。本教材は本人の同意なく個人が特定され得る動画や個人情報などを拡散することに関する問題点についても学べる教材となっておりますので、必要に応じてご活用ください。

また、子供たちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しております。SNS 等

を通じた被害の防止についても「生命（いのち）の安全教育」の教材には含まれているため、以下の HP に掲載している指導の手引きや動画教材を活用するなどして、各学校や地域の状況に応じ、積極的に取組を進めていただくようお願いいたします。なお、本教材は 3 月末を目途に、令和 5 年の刑法等の改正を踏まえて改訂する予定であり、詳細は追って周知させていただきます。

・「生命（いのち）の安全教育」（文部科学省 HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあつては、所管の学校、域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあつては、所轄の私立学校、学校法人に対して、国公立大学法人学長にあつては、設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長にあつては、認可した学校に対して、周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう、特段の御配慮をお願いします。

記

（１）授業等において活用可能な動画教材について

タイトル：SNS 上における暴力行為等の動画の投稿・拡散事案に関する情報モラル教育の充実

視聴時間：20 分程度

動画 URL：<https://youtu.be/kBKlsXSHJgo>

スライド資料 URL：

https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/videocontent/pdf/260302_2.pdf

対象：児童生徒、教職員等

概要：暴力行為やいじめは、暴行罪や傷害罪など犯罪にも該当し得るものであり、絶対にあつてはならないことを前提に、学校内での暴力行為を撮影した動画がそのまま SNS に投稿される、というフィクションをもとに、情報モラル教育の観点から留意すべき事項や、学校で起きることが想定され得る犯罪行為等について、有識者が解説を行っている動画教材です。

（２）研修等において活用可能な動画教材について

タイトル：暴行動画の投稿・拡散と SNS 炎上・教職員が知っておくべき仕組みと留意点

動画 URL：https://youtu.be/R_cRF42mLu8

スライド資料 URL：

https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/videocontent/pdf/260302_1.pdf

視聴時間：15分程度

対象：教職員等

概要： 暴行動画が拡散・炎上する仕組みについて整理し、未成年の個人情報・プライバシー侵害や投稿・拡散のリスクを解説するとともに、情報モラル教育の観点から暴行動画等の対応が求められた際の、教師として留意すべき事項について解説する動画教材です。

(3) オンラインによる公開学習会

タイトル：SNS 上における暴力行為等の動画の投稿・拡散事案を受けて

日時：3月16日(月)16:10～16:30

内容：(1) 及び (2) で紹介している各種教材の活用イメージ等を解説するものです。

場所：オンライン開催

対象：教職員等

※ 後日参加者を募集予定。また開催後、アーカイブにて配信予定。

※ 文部科学省 GIGA StuDX 推進チームは全国各地から配置された教師がチームとなり、教育委員会や学校現場の悩みや課題などに応じた研修等の伴走支援を行っており、その取組の一環として、オンラインによる公開学習会を「プチ学習会」と称して実施しています。今回の研修用講演は「プチ学習会」の一環として実施します。

(4) 情報モラル教育に関する動画教材等を紹介するリーフレット

URL：

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/20260302-ope_dev02-2.pdf

対象：児童生徒、保護者、教職員等

内容： 情報モラル教育実施の際に活用いただける動画教材等を一覧にしたリーフレットです。家庭学習等でも活用いただけますので、保護者の方も含めて配布いただくようご検討ください。

【添付資料】

資料1：「SNS 上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた緊急の対応等について」（令和8年1月30日付け文科初第2109号初等中等教育局長通知）

資料2：情報モラル教育関連資料（※上記（4）資料）

(本件連絡先)

- 児童生徒の暴力行為やいじめ対応について
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導室生徒指導企画係

電話番号 03-5253-4111 (内線 3298)

03-6734-3298 (直通)

e-mail s-sidou@mext.go.jp

- 情報モラル教育について
文部科学省初等中等教育局
学校デジタル化プロジェクトチーム
情報教育振興室 情報教育振興第二係

電話番号 03-5253-4111 (内線 2702)

03-6734-2702 (直通)

e-mail digital-pt@mext.go.jp

- 生命（いのち）の安全教育について
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画推進係

電話番号 03-5253-4111 (内線 2654)

03-6734-2654 (直通)

e-mail danjo@mext.go.jp

SNS 上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受け、児童生徒の安全・安心の確保のために緊急に取り組んでいただきたい事項等について通知するものです。

7 文科初第 2109 号
令和 8 年 1 月 30 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎
(公 印 省 略)

SNS 上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた
緊急の対応等について（通知）

児童生徒間の暴力行為等の動画が、SNS 上に投稿・拡散された複数の事案が報道されておりますが、児童生徒の暴力行為やいじめは、決して許されるものではありません。児童生徒が受けている被害について、学校及びその設置者が十分に把握できていない点への懸念もある中、全ての児童生徒が安心して学校生活を送るためには、学校の内外を問わず、児童生徒の暴力行為やいじめが行われなくなるよう、また、暴力行為やいじめが見過ごされることがないように、改めて取り組む必要があります。加えて、今般の事案に関しては、SNS 等におけるエスカレートした投稿・拡散が、誹謗中傷など、新たな人権侵害を生むおそれも生じており、こうした課題への対応も必要です。

こういった状況を踏まえ、文部科学省においては、令和 8 年 1 月 14 日、緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議を開催し、児童生徒の安全・安心を確保することを第一に、各教育委員会に対し、緊急の対応要請を行わせていただきました（資料 1 参照）。また、令和 8 年 1 月 16 日、いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議を開催し、いじめ防止対策に関する関係省庁において、緊急に対応すべき事項を整理し、関係機関への指導・周知や協力要請等を行うほか、必要な広報啓発を実施することとしています（資料 2 参照）。

これらの会議の結果も踏まえ、今般の暴力行為等の動画の投稿・拡散を受け、

国立、公立及び私立の各学校及びその設置者において対応いただきたい事項及び関係機関の連絡先等の必要な情報について、下記の通り通知しますので、遺漏のないよう、また、速やかに取り組んでいただきますようお願いいたします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあつては、所管の学校、域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあつては、所轄の私立学校、学校法人に対して、国公立大学法人学長にあつては、設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあつては、認可した学校に対して、周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 児童生徒が安全・安心に過ごすことができる環境の整備

(1) 暴力行為やいじめが見過ごされていないか、緊急の確認

今般、SNS 上に投稿・拡散された児童生徒間の暴力行為等の中には、投稿・拡散されるまで、学校において認知されていなかった事案も含まれており、SNS 等への投稿・拡散の有無に関わらず、児童生徒が受けている暴力行為やいじめについて、必ずしも学校が十分に把握できているとは限らず、見過ごされている被害が存在するおそれがある。

このため、児童生徒が安全・安心に過ごすことができるよう、各学校において、令和7年度中に、児童生徒へのアンケート調査、1人1台端末を活用した心の健康観察、学級担任やスクールカウンセラー等による面談など、各学校の状況に応じた方法により、見過ごされている暴力行為やいじめがないかについて、改めて確認を行っていただきたいこと。

また、こうした確認については、日常的に取り組むべきものであり、一過性の対応にとどめることなく、今般の確認の結果を引き継ぎつつ、次年度以降も日常的な確認に取り組んでいただきたいこと。

(2) 暴力行為やいじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境の整備

学校及びその設置者は、児童生徒の暴力行為やいじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通すことが必要である。また、暴力行為やいじめ、また、これらに加担して幫助する行為の中には、犯罪行為（触法行為を含む）として取り扱われるべきものも含まれることを踏まえ、必要な場合には、警察とも連携して対処することが重要である。

このため、各学校においては、令和7年度中に、児童生徒に対し、暴力行為やいじめは決して許されるものではなく、事案によって暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ることを改めて指導いただきたいこと。加えて、学校としても、暴力行為やいじめに対しては断固たる姿勢で対応することが必要であり、警察等と連携した対応をためらわないことについて、学校

の方針として明確にし、その方針を学校内で共有するのみならず、児童生徒・保護者や地域にも周知するなど、学校全体として、暴力行為やいじめを決して許容しない学校環境を整備いただきたいこと。その際、暴力行為やいじめの被害者を助けるためには、児童生徒の協力も重要であり、学校は、児童生徒に対して、傍観者とならず、教職員への報告を始めとする暴力行為やいじめを止めさせるための行動をとる重要性について理解させるよう努めていただきたいこと。

さらに、教育委員会と首長部局の間で連携しながら、学校内外の相談窓口の充実を図るとともに、他の関係機関が整備しているものも含めた各種相談窓口について、見やすい場所に掲示したり、1人1台端末を活用したりしながら、児童生徒や保護者に周知いただきたいこと。その際、各省庁が整備する相談窓口一覧（資料3）についても活用いただきたいこと。これら相談窓口の活用に加え、児童生徒と担任・養護教諭やスクールカウンセラー等との日常的な関わりを含め、学校全体として、被害を受けた児童生徒や暴力行為やいじめの現場を見た児童生徒が声を上げやすい環境の整備を進めていただきたいこと。

2 確認された暴力行為やいじめへの対応

(1) 被害児童生徒の安全確保と心身のケア

SNS 等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為やいじめの事実が明らかになった場合は、被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施し、当該児童生徒の安全・安心な学習環境の確保を図っていただきたいこと。その際、スクールカウンセラー等の活用も含め、児童生徒の状況に配慮した支援に当たっていただきたいこと。

あわせて、事実関係の確認に当たっては、警察と連携して聴き取り等を行うことにより、迅速な確認が可能となる場合があることも踏まえ、事案に応じ、警察との連携についても躊躇することなく検討いただきたいこと。

(2) 加害児童生徒への毅然とした対応

SNS 等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為やいじめを行った児童生徒に対しては、当該行為の内容や状況等を踏まえ、厳正な指導を行うことが必要であり、特に、犯罪行為に該当する暴力行為やいじめについては、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（令和5年2月7日付け4文科初第2121号文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえた警察等の関係機関との連携による対応や、加害児童生徒に対する学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応を行っていただきたいこと。

あわせて、加害児童生徒がその行為に及んだ背景や要因を分析した上で、再び暴力行為やいじめに及ぶことがないように指導を行っていただきたいこと。

3 SNS 等における投稿・拡散への対応

- (1) 人権侵害につながり得る動画や誹謗中傷が投稿・拡散された場合における関係機関等と連携した対応

暴力行為やいじめの動画が SNS 等に投稿・拡散された場合には、学校及びその設置者のみでは対処が困難な場合もあるため、警察等の関係機関とも連携しながら、速やかに事実関係の確認を行うとともに組織的に対応いただきたいこと。特に、SNS 等に、暴力行為やいじめの動画とともに個人情報や学校名等が投稿・拡散された場合には、安全・安心な学習環境が脅かされる可能性があるため、警察等とも連携し、当該学校に通う児童生徒の安全・安心な学習環境の確保に向けて対応に当たっていただきたいこと。また、人権侵害につながり得る動画や誹謗中傷が投稿・拡散された場合の削除要請等の手段について、「インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内」（資料 4）も活用して、学校及びその設置者自身が理解するとともに、保護者にも周知いただきたいこと。

加えて、各学校及びその設置者においては、人権侵害につながり得る動画や誹謗中傷が投稿・拡散された場合に、速やかに関係機関と連携が取れるよう、資料 5 に記載された相談窓口を参照して、あらかじめ関係機関の連絡先を確認いただきたいこと。

- (2) SNS 等における誹謗中傷などによる人権侵害のおそれ等も含めた情報モラル教育の実施

匿名性が高い SNS 等におけるエスカレートした投稿・拡散は、誹謗中傷などとして新たな人権侵害を生むことにつながるため、決して許されるものではなく、また、SNS 等における悪質な投稿は、その内容によっては名誉毀損罪や侮辱罪等の刑罰の対象となり得る場合もあることから、各学校においては、上記 1（2）に記載した、児童生徒に対する暴力行為やいじめに関する指導と合わせ、令和 7 年度中に、児童生徒に対して改めて情報モラル教育を実施いただきたいこと。

その際に活用可能な資料については、関係機関が作成・公表しているものも含め、一覧として整理しているので（資料 6 参照）、これらを参照しつつ適切に取り組んでいただきたいこと。

なお、文部科学省では、資料 6 に掲載している教材等に加え、SNS 等における投稿のエスカレートや拡散により生じる誹謗中傷等の人権侵害の危険性を題材とした動画教材の作成やオンライン研修会開催の検討を進めているところであり、詳細は追って通知する予定であること。ただし、上記において、令和 7 年度中に実施をお願いしている、暴力行為やいじめに関する指導や情報モラル教育の実施については、実施日時の調整や早急に実施する必要性が高いことから、必ずしも当該教材の共有を待つことなく準備・実施を進めていただきたいこと。

また、警察が実施する非行防止教室等において、SNS 等における悪質な投稿が名誉毀損罪や侮辱罪等の刑罰の対象となり得ることについて題材とする

など、警察と連携し、非行防止教室等の活用も検討されたいこと。

4 SNS 等において暴力行為やいじめの動画が投稿・拡散された事案に関する報告

SNS 等において暴力行為やいじめの動画が投稿・拡散された事案については、文部科学省としても、本通知の内容に関して必要な指導、助言又は援助を行っていくため、当面、現に在籍している児童生徒に係る暴力行為やいじめの動画を確認した場合には、「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について（令和 5 年 3 月 10 日付け事務連絡）に則り、当該事案について文部科学省初等中等教育局児童生徒課に報告されたいこと。

【添付資料】

資料 1：令和 8 年 1 月 14 日緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議資料より作成

資料 2：令和 8 年 1 月 16 日いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議資料より作成

資料 3：こども向け相談窓口一覧（暴力行為・いじめ関連）

資料 4：「インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内」

資料 5：SNS 上における暴力行為等の動画の投稿・拡散への対応に関する相談窓口（学校及び学校設置者向け）

資料 6：情報モラル教育関連資料一覧

（本件連絡先）

○児童生徒の暴力行為やいじめ対応について
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導室生徒指導企画係

電話番号 03-5253-4111（内線 3298）

03-6734-3298（直通）

e-mail s-sidou@mext.go.jp

○情報モラル教育について
文部科学省初等中等教育局
学校デジタル化プロジェクトチーム
情報教育振興室 情報教育振興第二係

電話番号 03-5253-4111（内線 2702）

03-6734-2702（直通）

e-mail digital-pt@mext.go.jp

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた 各教育委員会に対する緊急の対応要請について

資料1

令和8年1月14日
「緊急都道府県・指定都市
教育委員会教育長会議」
文部科学省配付資料より作成

- 今般の生徒間の暴力行為等の動画の投稿・拡散により、
 - ①安全・安心であるべき学校における重大な暴力行為・いじめの発生や、
 - ②児童生徒が受けている被害を、学校・教育委員会等が十分に把握できていないといった点への懸念が生じており、また、
 - ③SNS等におけるエスカレートした投稿・拡散が、誹謗中傷など、新たな人権侵害を生むおそれが広がっている。
- 児童生徒の安全・安心を確保することを第一に、各教育委員会において、以下の点について、取り組んでいただきたい。

①暴力行為・いじめが見過ごされていないか、緊急の確認

- 各学校において、三学期中に、児童生徒へのアンケート調査、1人1台端末を活用した心の健康観察、担任やスクールカウンセラー等による面談の実施等の方法により、見過ごされている暴力行為やいじめがないかについて、改めて確認を行っていただきたいこと

②暴力行為・いじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境整備

- 児童生徒の暴力行為・いじめは、決して許されないものであり、暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ることを、三学期中に、児童生徒に対して改めて指導いただきたいこと。また、学校としても、暴力行為・いじめに対しては断固たる姿勢で対応することが必要であり、警察等と連携した対応をためらわないことを学校の方針として明確にし、その方針を学校内だけではなく、家庭や地域とも共有するなど、暴力行為・いじめを決して許容しない学校環境を整備いただきたいこと

- 首長部局と連携し、学校内外の相談窓口の充実、他の関係機関が整備している相談窓口の周知徹底を図るとともに、担任・養護教諭やスクールカウンセラー等との日常的な関わりを含め、学校全体として、被害を受けた児童生徒や暴力行為・いじめの現場を見た児童生徒が声を上げやすい環境整備を進めていただきたいこと

③被害児童生徒の安全確保と心身のケア

○SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめが明らかになった場合は、被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施し、安全・安心な学習環境の確保を図っていただきたいこと

○事実関係の確認に当たっては、警察と連携して聴き取り等を行うことにより、迅速な確認が可能となる場合があることも踏まえ、事案に応じ警察との連携についても躊躇することなく検討いただきたいこと

④加害児童生徒への毅然とした対応

○SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめを行った児童生徒には、当該行為の内容や状況等を踏まえ、厳正な指導を行うことが必要であり、特に、犯罪行為に該当する暴力行為やいじめについては、警察等の関係機関と連携するとともに、学校教育法に基づく懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応を行っていただきたいこと

○あわせて、加害児童生徒がその行為に及んだ背景や要因を分析した上で、再び暴力行為・いじめに及ぶことのないよう指導を行っていただきたいこと

⑤SNS等による投稿・拡散への対応

○認知されていなかった暴力行為・いじめが、動画によって明らかになった場合には、学校・教育委員会等において、警察等とも連携しつつ、速やかに事実関係を確認するとともに組織的に対応いただきたいこと。とりわけ、SNS等に、暴力行為・いじめの動画とともに個人情報や学校名等が投稿・拡散された場合には、警察等とも連携し、当該学校に通う児童生徒の安全・安心な学習環境の確保に向けて対応に当たっていただきたいこと

○匿名性が高いSNS等におけるエスカレートした投稿・拡散は、誹謗中傷などとして、新たな人権侵害を生むことにつながるため、決して許されるものではない。②で実施をお願いした暴力行為・いじめに関する指導とあわせ、三学期中に、児童生徒に対する情報モラル教育を実施いただきたいこと

SNS上の暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた こどもの暴力行為・いじめに係る緊急対応について

資料2

令和8年1月16日
「いじめ防止対策に関する
関係省庁連絡会議」資料2より作成

現在、SNS上で、こどもによる暴力行為等の動画が投稿・拡散され、「学校において、犯罪行為にも該当し得る暴力行為・いじめが発生し、それが見過ごされているのではないか」との懸念が広がっている。また、こうした動画の投稿・拡散により、誹謗中傷など、新たな人権侵害を生むおそれもある。このような状況を踏まえ、いじめ防止対策に関する**関係省庁において緊急に対応すべき事項**を、以下のとおり整理する。

こどもが安全・安心に過ごすことができる環境の整備

① 暴力行為・いじめが見過ごされていないか、緊急の確認

・各学校において、三学期中に、児童生徒へのアンケート調査、1人1台端末を活用した心の健康観察、担任・スクールカウンセラー等による面談の実施等の方法により、見過ごされている暴力行為やいじめがないかについて、改めて確認を行うよう、教育委員会等に対して指導を行うこと。（文部科学省）

② 暴力行為・いじめを許容せず、これらを受けた・目撃したこどもが声を上げられる環境の整備

・児童生徒の暴力行為・いじめは、決して許されないものであり、暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ることを三学期中に、学校において、児童生徒に対して改めて指導すること及び学校としても、暴力行為・いじめに対しては断固たる姿勢で対応することを明らかにし、警察等と連携した対応をためらわないことを学校の方針として明確にするなど、暴力行為・いじめを決して許容しない環境を整備することについて、教育委員会等に対して指導を行うとともに、社会への啓発を図ること。（こども家庭庁・文部科学省）

・暴力行為・いじめを受けた児童生徒や暴力行為・いじめの現場を見た児童生徒が相談しやすくなるよう、各省庁が整備する相談窓口を一覧化し、教育委員会等や学校及びこどもに関わる機関等を通じて、こどもや保護者に周知すること。（こども家庭庁・文部科学省・法務省）

事案発生時の早期対応

③ 確認された暴力行為・いじめ事案への適切な対応（被害児童生徒の安全確保、加害児童生徒への毅然とした対応）

・SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめが明らかになった場合は、学校・教育委員会等において、被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施し、安全・安心な学習環境を確保するよう、教育委員会等に対して指導を行うこと。（文部科学省）

・犯罪行為に該当する暴力行為やいじめを行った児童生徒に対しては、警察等の関係機関と連携して対応するとともに、学校教育法に基づく懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応を行うよう、教育委員会等に対して指導を行うこと。（文部科学省）

④ 暴力行為・いじめが、動画によって明らかになった場合の迅速な事実確認

・認知されていなかった暴力行為・いじめが、動画によって明らかになった場合には、学校・教育委員会等において、警察等とも連携しつつ、速やかに事実関係を確認するとともに組織的に対応するよう、教育委員会等に対して指導を行うこと。（文部科学省）

SNS上の暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた こどもの暴力行為・いじめに係る緊急対応について

SNS等における人権侵害等への対処

⑤ **人権侵害につながりかねない動画や誹謗中傷が投稿・拡散された場合の削除要請等の手段の周知や関係機関等の連携強化**

・人権侵害につながり得る動画や誹謗中傷が投稿・拡散された場合の削除要請等の手段について、総務省・法務省等関係省庁において改めて普及啓発を図るとともに、教育委員会等及びこどもに関わる機関等を通じて、学校や保護者に周知すること。（こども家庭庁・文部科学省・総務省・法務省・警察庁）

・事案発生時に、学校・教育委員会等が速やかに関係機関等と連携が取れるよう、緊急時に備えて相談・通報窓口を整理し、各教育委員会等に対して通知するとともに、学校等からの相談への対応のため、法務局等の関係機関に対して協力要請を行うこと。（文部科学省・総務省・法務省・警察庁）

・プラットフォーム事業者に対して、こどもたちの人権侵害につながり得る動画や誹謗中傷の投稿・拡散について、各事業者の利用規約に則った削除等の対応を迅速に行うよう、協力要請を行うこと。（総務省）

⑥ **SNS等における誹謗中傷などによる人権侵害のおそれ等も含めた、情報モラル教育の実施や広報啓発活動の推進**

・匿名性が高いSNS等におけるエスカレートした投稿・拡散は、誹謗中傷などとして、新たな人権侵害を生むことにつながるため、決して許されないことから、関係省庁で連携して、情報モラル教育を実施するとともに、広報啓発を推進すること。（こども家庭庁・文部科学省・総務省・法務省）

⑦ **SNS等における悪質な書き込みは刑罰（名誉毀損罪・侮辱罪等）の対象となり得ることについての周知・啓発**

・SNS等における誹謗中傷や悪質な書き込み・投稿は、名誉毀損罪や侮辱罪等に該当し得る場合があることについて、事例とともに、こどもを含め、広く国民一般に周知・啓発を行うこと。（警察庁・法務省・総務省）

こども向け相談窓口一覧(暴力行為・いじめ関連)

資料3

令和8年1月現在

名称	所管等	電話番号・関連URL	概要
「相談窓口を探す」 コーナー	こども家庭庁	https://www.kodomo.cfa.go.jp/soudan/	こどもが抱える様々な困難(いじめ、心の悩み、人権侵害等)について、こども自ら悩みを相談でき、SOSを発信できる相談窓口の情報を掲載しています。
24時間子供SOSダイヤル	文部科学省	なやみいおう 0120-0-78310 (24時間年中無休) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm	いじめで困ったり、自分や友だちの安全に不安があったりしたときに、全国どこからでも、24時間いつでも、電話で相談できる窓口です(通話料無料)。 電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながります。こどものほか、保護者などからの相談にも応じています。
こどもの人権110番	法務省	0120-007-110 (平日8:30~17:15) https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html	いじめや体罰、虐待など、こどもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です(通話料無料)。 電話は最寄りの法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。
チャット人権相談 (LINEじんけん相談、 こどもの人権SOSチャット)	法務省	<LINEアカウント名> 法務局LINEじんけん相談 <検索ID> @linejinkensoudan (平日8:30~17:15) https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html	チャット形式(LINE)で人権相談ができます。 また、GIGAスクール構想による1人1台端末からも相談を受け付けています(こどもの人権SOSチャット)。
こどもの人権SOSミニレター (便箋兼封筒)	法務省	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html	全国の小中学校の児童生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布しています。 返信は、法務局職員又は人権擁護委員が行います。
こどもの人権SOS-eメール (インターネット人権相談)	法務省	https://www.jinken.go.jp/goriyouannai_ch/	パソコン、スマートフォンなどからインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答します。
都道府県警察の少年相談窓口 (ヤングテレホンコーナー)	各都道府県警察	https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html ※都道府県ごとに受付時間が異なります。	こどものことで悩みを抱えている御家族や、いじめ、犯罪等の被害に遭い、悩んでいるこども自身のための相談窓口です(都道府県によっては通話料が有料となります)。

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)

www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro

生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。



違法薬物の販売情報、
違法なわいせつ画像、
児童ポルノ、
爆発物・銃砲等の製造、
殺人や強盗等の犯罪行為の
請負・仲介・誘引、
自殺の誘引・勧誘などを
通報したい

どうしたらよいか
分からない

ネット上の
書き込み・画像を
削除したい

書き込んだ相手に
損害賠償を
求めたい

身の危険を感じている／
脅迫されている・犯人の捜査、
処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス

☎0570-078374 www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。



サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地の
サイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html



ネットトラブルの
専門家に
相談したい

人権問題の専門機関に
相談したい

プロバイダ等に削除を
促してほしい(民間機関)

有害情報も
通報したい
(民間機関)

迅速な助言

違法・有害情報
相談センター
(総務省)



www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。



削除要請・助言

人権相談
(法務省)



☎0570-003-110
www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請(*)を行います。

※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。



プロバイダへの連絡

誹謗中傷
ホットライン



www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものは、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請

セーフライン



www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画像の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼

インターネット・
ホットライン
センター(警察庁)



www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

SNS 上における暴力行為等の動画の投稿・拡散への
対応に関する相談窓口
(学校及び学校設置者向け)

① 違法・有害情報相談センター

インターネット上の誹謗中傷（嫌がらせ）の書き込みについて削除するにはどうすれば良いのか、書き込んだ相手を特定するにはどうしたらよいのかなど、インターネット上のトラブルについて適切に対応するためのアドバイスや関連の情報提供を行っています。

(URL) <https://ihaho.jp/>

② 法務局・地方法務局 人権擁護担当部署（別添）

別添において、法務局・地方法務局の人権擁護担当部署の連絡先を一覧にしています。インターネットによる誹謗中傷等、様々な人権問題について、法務局職員や人権擁護委員が相談を受け付けています（平日 8:30～17:15）。

③ 学校・警察連絡員、所在地の警察署又は都道府県警察本部の少年担当課

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」において、暴力行為やいじめに関する日常的な情報共有・相談体制のため、学校・警察連絡員の指定の徹底が求められています。SNS 上に暴力行為等の動画が投稿・拡散された際、その暴力行為等の事実確認や行為を行った児童生徒への対応に関する相談等がある場合、学校は、まずは学校・警察連絡員に御連絡ください。また、学校の設置者は、日常的に相談等を行っている都道府県警察本部の少年担当課に御連絡ください。

法務局・地方法務局 人権擁護担当部署 連絡先

(別添)

名称	郵便番号	所在地	電話番号
札幌法務局	060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-700-3540
函館地方法務局	040-8533	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	013-824-2132
旭川地方法務局	078-8502	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎	016-638-1169
釧路地方法務局	085-8522	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎	015-432-5654
仙台法務局	980-8601	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	022-225-5768
福島地方法務局	960-0103	福島市本内字南長割1-3 福島地方法務局分室内	024-534-2021
山形地方法務局	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023-625-1363
盛岡地方法務局	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-624-9859
秋田地方法務局	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-6533
青森地方法務局	030-8511	青森市長島1-3-5 青森第二合同庁舎	017-776-9025
東京法務局	160-0004	新宿区四谷一丁目6番1号四谷タワー13階外国人在留支援センター内	03-5363-3067
横浜地方法務局	231-8411	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-641-7926
さいたま地方法務局	338-8513	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	048-859-3507
千葉地方法務局	260-8518	千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	043-302-1320
水戸地方法務局	310-0061	水戸市北見町1番1号	029-227-9920
宇都宮地方法務局	320-8515	宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮法務総合庁舎	028-623-0926
前橋地方法務局	371-8535	前橋市大手町2丁目3-1 前橋地方合同庁舎4階	027-221-4446
静岡地方法務局	420-8650	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054-254-8107
甲府地方法務局	400-8520	山梨県甲府市丸の内1丁目1-18(甲府合同庁舎)	055-252-7230
長野地方法務局	380-0846	長野市大字長野旭町1108 長野第二合同庁舎	026-235-6634
新潟地方法務局	951-8504	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	025-222-1564
名古屋法務局	460-8513	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-952-8200
津地方法務局	514-8503	津市丸之内26-8 津合同庁舎	059-228-4711
岐阜地方法務局	500-8729	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058-245-6644
福井地方法務局	910-8504	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	077-622-5117
金沢地方法務局	921-8505	金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎内	076-292-7808
富山地方法務局	930-0856	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	076-441-0866
大阪法務局	540-8544	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎	06-6942-9496
京都地方法務局	602-8577	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	075-231-2001
神戸地方法務局	650-0042	神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第二地方合同庁舎	078-393-0600
奈良地方法務局	630-8301	奈良市高畑町552番地 奈良第2地方合同庁舎2階	074-223-5527
大津地方法務局	520-8516	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-522-4673
和歌山地方法務局	640-8552	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	073-422-5162
広島法務局	730-8536	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館 4階	082-228-5792
山口地方法務局	753-8577	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-922-2399
岡山地方法務局	700-8616	岡山市北区南方1-3-58	086-224-5761
鳥取地方法務局	680-0011	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	085-722-2475
松江地方法務局	690-0886	島根県松江市母衣町50	085-232-4260
高松法務局	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館2階	087-821-7850
徳島地方法務局	770-8512	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-611-3820
高知地方法務局	780-8509	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-3503
松山地方法務局	790-8505	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎	089-915-2257
福岡法務局	810-8513	福岡市中央区舞鶴3-5-25	092-739-4151
佐賀地方法務局	840-0041	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	095-226-2195
長崎地方法務局	850-8507	長崎市万才町8-16 長崎法務合同庁舎	095-820-5982
大分地方法務局	870-8513	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎	097-532-3368
熊本地方法務局	862-0971	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	096-364-2192
鹿児島地方法務局	892-8511	鹿児島市山下町13-10 鹿児島第3地方合同庁舎	099-219-2103
宮崎地方法務局	880-8513	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎	098-522-5312
那覇地方法務局	900-8544	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	098-854-1215

情報モラル教育関連資料一覧

資料6

令和8年1月

名称	担当省庁等	関連URL等		備考
SNS等の投稿、拡散などに関すること				
動画教材 「写真や動画が流出する怖さを知ろう」	文部科学省	https://youtu.be/NDGcNN1DrHk		動画に関連した問題に挑戦することで、より深く学ぶことが可能（設問は2問） https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/03/question02 https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/03/question03
動画教材 「軽はずみなSNSへの投稿」	文部科学省	https://youtu.be/WCx-RMKRT60		動画に関連した問題に挑戦することで、より深く学ぶことが可能（設問は3問） https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/05/question01 https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/05/question02 https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/05/question03
動画教材 「SNSへの書き込みの影響」	文部科学省	https://youtu.be/OdxeRvWJkq8		動画に関連した問題に挑戦することで、より深く学ぶことが可能（設問は3問） https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/01/question01 https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/01/question02 https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/01/question03
動画教材 「思ったままSNSに送信しただけなのに」	文部科学省	https://youtu.be/ojMxv_xz65M		動画に関連した問題に挑戦することで、より深く学ぶことが可能（設問は3問） https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/02/question01 https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/02/question02 https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/02/question03
動画教材 「その情報、広めて大丈夫？ SNS 拡散編」	文部科学省	https://youtu.be/Dlkfkg5XTc		動画に関連した問題に挑戦することで、より深く学ぶことが可能（設問は3問） https://www.mext.go.jp/moral/#/category09/03/question01 https://www.mext.go.jp/moral/#/category09/03/question02 https://www.mext.go.jp/moral/#/category09/03/question03 授業実践例 https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/casestudy/20.html
インターネットトラブル事例集 「実際に起きていることでネットの使い方を考えよう!」	総務省	https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/		
動画教材 TOKYO少年ネットルールプログラム 第2部「その言葉書き込んで大丈夫？」	警視庁	https://www.youtube.com/watch?v=X0ZBROGa4Yc		小・中学生向けのネットルール教材 令和8年3月31日まで公開

情報モラル教育関連資料一覧

令和8年1月

名称	担当省庁等	関連URL等	備考
----	-------	--------	----

人権侵害などに関すること

動画教材 「情報の記録性、公開性の重大さ」	文部科学省	https://youtu.be/JrFfsCg6uXM	 動画に関連した問題に挑戦することで、より深く学ぶことが可能（設問は2問） https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/04/question01 https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/04/question02
啓発冊子 「あなたは、大丈夫？考えよう！インターネットと人権(四訂版)」	法務省	https://www.moj.go.jp/content/001394213.pdf	 法務省の人権擁護機関では、全国の小学校・中学校等で人権教室を実施しており、人権教室の依頼を随時受け付けています。
啓発動画 「あなたは、大丈夫？考えよう！インターネットと人権」	法務省	https://youtu.be/MxTqdlmH904	 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00100.html
啓発動画 「『誰か』のこと じゃない。」インターネット編	法務省	https://youtu.be/WaBG41gvev4	
啓発動画 「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」(全4編)	法務省	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00257.html	
小学生向け冊子教材・視聴覚教材 「ルールは誰のもの？～みんなで考える法教育～」	法務省	https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00036.html	 【冊子教材】 題材4「情報化社会における表現の自由と知る権利-情報の受け手・送り手として」(P.70～)が関連箇所 【視聴覚教材】 冊子教材の内容を映像化したもの。「きめきめ王国」、「書き込む前に考えよう！」が関連箇所

情報モラル教育関連資料一覧

令和8年1月

名称	担当省庁等	関連URL等		備考
情報モラル教育に関連するポータルサイト等				
普及啓発リーフレット集	こども家庭庁	https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/leaflet		主に保護者向けの資料
情報モラル教育ポータルサイト	文部科学省	https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/		主に教職員向けの、 情報モラル教育に関するサイト
情報モラルe-learningコンテンツ 「情報モラル学習サイト」 ～スマホ・タブレットやネットを上手に活用できるかな？～	文部科学省	https://www.mext.go.jp/moral/index.html#/		児童生徒が、設問に回答しながら 情報モラルについて学習するサイト
5つの分野のICTリテラシーを学ぼう ～つくろう！守ろう！安心できる情報社会～	総務省	https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/Ictliteracy_for_yps/		ICTリテラシーについて、 世代別(青少年向け、保護者向け、 シニア向け)の特徴を踏まえて紹介
e-ネットキャラバン講座	総務省 文部科学省	https://www3.fmmc.or.jp/e-netcaravan/course/#ct2		受講には申込みが必要
DIGITAL POSITIVE ACTION	総務省	https://www.soumu.go.jp/dpa/		ICTリテラシー向上のための官民が 連携した意識啓発プロジェクト

情報モラル教育関連資料

資料 2

情報モラル教育に活用できる事例集・教材集です。
ご家庭での約束を決める際などにもご活用ください。



SNS等の投稿、拡散などに関すること



「SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散事案に関する情報モラル教育の充実」

動画教材

(文部科学省)

<https://youtu.be/kBKIsXSHJgo>

暴力行為やいじめが絶対に許されるものではないことを前提に、主に情報モラル教育の観点から留意すべき事項等について有識者が解説した動画教材です。



「SNSへの書き込みの影響」

(文部科学省)

動画教材

<https://youtu.be/OdxeRvWJkq8>

動画に関連した問題に挑戦することで、より深く学ぶことが可能 (設問は3問)

<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/01/question01>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/01/question02>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/01/question03>



「写真や動画が流出する怖さを知ろう」

動画教材

(文部科学省)

<https://youtu.be/NDGcNN1DrHk>

動画に関連した問題に挑戦することで、より深く学ぶことが可能 (設問は2問)

<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/03/question02>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/03/question03>



「思ったままSNSに送信しただけなのに」

(文部科学省)

動画教材

https://youtu.be/ojMxv_xz65M

動画に関連した問題に挑戦することで、より深く学ぶことが可能 (設問は3問)

<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/02/question01>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/02/question02>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/02/question03>



「軽はずみなSNSへの投稿」

動画教材

(文部科学省)

<https://youtu.be/WCx-RMKRT60>

動画に関連した問題に挑戦することで、より深く学ぶことが可能 (設問は3問)

<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/05/question01>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/05/question02>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/05/question03>



「実際に起きていることでネットの使い方を考えよう!」

(総務省)

インターネットトラブル事例集

インターネット利用に係るトラブル事例の予防法をマンガでわかりやすく解説

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/



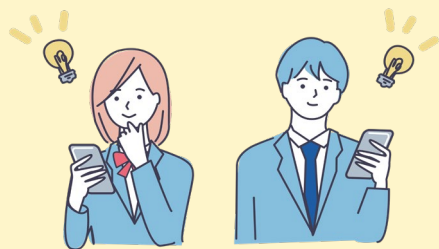
TOKYO少年ネットルールプログラム 第2部:「その言葉書き込んで大丈夫?」

(警視庁)

動画教材

<https://www.youtube.com/watch?v=X0ZBROGa4Yc>

小・中学生向けのネットルール教材
令和8年3月31日まで公開



人権侵害などに関すること



「情報の記録性、公開性の重大さ」

(文部科学省)

動画教材

<https://youtu.be/JrFfsCg6uXM>

動画に関連した問題に挑戦することで、より深く学ぶことが可能 (設問は2問)

<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/04/question01>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/04/question02>



「『誰か』のこと じゃない。」 インターネット編

(法務省)

啓発動画

<https://youtu.be/WaBG41gvev4>



「あなたは、大丈夫？考えよう！ インターネットと人権 (四訂版)」

(法務省)

啓発冊子

<https://www.moj.go.jp/content/001394213.pdf>

法務省の人権擁護機関では、全国の小学校・中学校等で人権教室を実施しており、人権教室の依頼を随時受け付けています。

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00100.html



「インターネットはヒトを 傷つけるモノじゃない。」 (全4編)

(法務省)

啓発動画

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00257.html



「ルールは誰のもの？ ～みんなで考える法教育～」

(法務省)

小学生向け冊子教材・視聴覚教材

https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00036.html



「あなたは大丈夫？考えよう！ インターネットと人権」

(法務省)

啓発動画

<https://youtu.be/MxTqdImH904>

法務省の人権擁護機関では、全国の小学校・中学校等で人権教室を実施しており、人権教室の依頼を随時受け付けています。

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00100.html



【冊子教材】

題材4「情報化社会における表現の自由と知る権利 - 情報の受け手・送り手として」(P.70～)が関連箇所

【視聴覚教材】

冊子教材の内容を映像化したもの。「きめきめ王国」、「書き込む前に考えよう！」が関連箇所



情報モラル教育に関連するポータルサイト等



情報モラル教育ポータルサイト

(文部科学省)

<https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/>

主に教職員向けの、
情報モラル教育に関するサイト



情報モラルe-learningコンテンツ 情報モラル学習サイト

～スマホ・タブレットやネットを上手に
活用できるかな？～ (文部科学省)

<https://www.mext.go.jp/moral/index.html#/>

児童生徒が、設問に回答しながら情報モラルについて学習するサイト



普及啓発リーフレット集

(こども家庭庁)

<https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyuu/leaflet>

主に保護者向けの資料



5つの分野のICTリテラシーを学ぼう ～つくろう！守ろう！安心できる情報社会～

(総務省)

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/ictliteracy_for_yps/

ICTリテラシーについて、世代別(青少年向け、保護者向け、シニア向け)の特徴を踏まえて紹介



e-ネットキャラバン講座

(総務省/文部科学省)

<https://www3.fmmc.or.jp/e-netcaravan/course/#ct2>

受講には申込みが必要



DIGITAL POSITIVE ACTION

(総務省)

<https://www.soumu.go.jp/dpa/>

ICTリテラシー向上のための官民が連携した意識啓発プロジェクト

